

「「地方公務員災害補償基金業務規程第 25 条の 2 第 1 項に規定する福祉事業の取扱いについて」の実施について」の一部改正

「「地方公務員災害補償基金業務規程第 25 条の 2 第 1 項に規定する福祉事業の取扱いについて」の実施について」（昭和 60 年 11 月 29 日地基企第 39 号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前				
(別紙 2) 地方公務員災害補償基金 支部長 殿 年 月 日 病 院 診療所 医師 適 合 判 定 結 果 に つ い て 下記申請者について、筋電電動義手の適合判定結果を下記のとおり報告する。 <table><tr><td>申請者の氏名・年齢 ()</td><td>申請者の住所</td></tr></table> 適合判定結果 ○ 筋電電動義手を装着する上肢について 1 手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号の検出の有無 有 ・ 無 2 筋電電動義手を使用するに足る判断力の有無 有 ・ 無 3 筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力の有無 有 ・ 無 4 ソケットを装着することができる断端の有無 有 ・ 無 ○ 筋電電動義手の支給について 1 支給可・支給不可 2 1 の判断理由 (装着訓練の経過、操作の習熟の程度、ADL 評価及び恒常的な必要性の有無等により具体的な記載をしてください。)	申請者の氏名・年齢 ()	申請者の住所	(別紙 2) 地方公務員災害補償基金 支部長 殿 年 月 日 病 院 診療所 医師 適 合 判 定 結 果 に つ い て 下記申請者について、筋電電動義手の適合判定結果を下記のとおり報告する。 <table><tr><td>申請者の氏名・年齢 ()</td><td>申請者の住所</td></tr></table> 適合判定結果 ○ 筋電電動義手を装着する上肢について 1 手先装置の開閉操作に必要な強さの筋電信号の検出の有無 有 ・ 無 2 筋電電動義手を使用するに足る判断力の有無 有 ・ 無 3 筋電電動義手を使用するに足る十分な筋力の有無 有 ・ 無 4 ソケットを装着することができる断端の有無 有 ・ 無 <u>5 筋電電動義手を使用できる肩及び肘の関節可動域の有無</u> <u>有 ・ 無</u> ○ 筋電電動義手の支給について 1 支給可・支給不可 2 1 の判断理由 (装着訓練の経過、操作の習熟の程度、ADL 評価及び恒常的な必要性の有無等により具体的な記載をしてください。)	申請者の氏名・年齢 ()	申請者の住所
申請者の氏名・年齢 ()	申請者の住所				
申請者の氏名・年齢 ()	申請者の住所				